

令和7年10月7日

東広島市公共下水道排水設備指定工事店 様

東 広 島 市 長
(下水道部下水道施設課)
(公 印 省 略)

排水設備工事における確認条件の遵守について (通知)

日頃より、本市下水道事業に御協力いただきありがとうございます。

さて、排水設備工事における申請・施工・検査の手続きについて、最近、申請内容と実際の施工内容に相違がある事例や、確認条件を十分に守られていない事例が見受けられます。

つきましては、下記事項を遵守いただきますよう、改めて周知いたします。

【確認条件の遵守について】

1 申請図面と現場施工の一致

申請図面の内容（配管経路、柵位置、勾配等）と実施工が一致していることを必ず確認してください。

2 検査時の条件遵守

検査において、事前に示した条件（柵の設置、勾配確保、グリース阻集器設置など）を確実に満たしてください。

3 周辺状況の確認

足洗い場や流し場など雑排水施設の有無を現地で確認し、ある場合は「屋根の有無」も記入してください。足洗い場や流し場などのための屋根を新設される場合は、その構造を図示または図面添付してください。屋根の有無や排水の処理方法について、事前確認した内容を遵守してください。

4 施工基準の遵守

市の排水設備基準に従い、指定資材・工法を使用してください。不明点がある場合は必ず事前に市へ照会してください。

5 申請者への説明責任

施主（申請者）に対し、確認条件の内容や必要な追加工事について、十分に説明してください。

6 その他条例等の遵守

東広島市公共下水道条例、同条例施行規則、東広島市公共下水道排水設備要綱に従ってください。

お問い合わせ先

東広島市下水道部下水道施設課

担当：普及係 TEL：082（420）0403

FAX：082（420）0404